

令和8年度における衆議院の中小企業者に関する契約の方針

令和8年5月
衆議院

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第5条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和7年4月22日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、衆議院及び国立国会図書館の令和8年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を以下のとおり定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

（1）中小企業・小規模事業者向け契約目標

令和8年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約金額の比率が前年度までの実績を上回るよう努め、比率が61%、金額が89億円になるよう努めるものとする。

（2）新規中小企業者向け契約目標

新規中小企業者の契約比率については、前年度までの実績を上回るよう努め、3%を目指すものとする。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るために講ずる措置については、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組むこととする。

（1）技術力等のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大

技術力や創意工夫のある中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について（平成12年10月10日政府調達（公共事業を除く。）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定）を踏まえ、技術力のある中小企業・小規模事業者に関する入札参加資格の下位等級の上位等級への参入の弾力化を一層進めるものとする。

（2）総合評価落札方式の適切な活用及び評価の実施

ビルメンテナンス業、警備業等に関する契約については、適切な価格転嫁を推進するため、役務提供体制・専門的資格等の詳細を審査し、提供役務の内容を評価する総合評価落札方式の適用拡大を進めるものとする。

(3) 適正な予定価格の作成

役務及び工事等の発注に当たって予定価格を作成する際は、市場調査の結果や各種統計等の最新の実勢価格、契約期間中に通常見込まれる価格変動、最低賃金又はその近傍の person 費単価の被用者が用いられる可能性のある役務の発注については、各都道府県における最低賃金の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）、需給の状況等による、原材料費及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）を含む）の価格変動及び消費税及び地方消費税の負担等について確認を行い、予定価格の算定上、必要と認められる要素が反映されていない場合には、確実にこれを反映するものとする。

(4) 適正な納期、工期、納入条件等の設定

物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、予算の繰越しや国庫債務負担行為の活用、発注見通しの公表、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。

(5) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

清掃、警備、洗濯、庁舎管理その他最低賃金又はその近傍の person 費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し、契約期間中の最低賃金の改定見込額を含めた適切な予定価格を作成するものとする。加えて、入札金額における person 費についても、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知するものとする。

また、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう、person 費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項をあらかじめ契約に設定するものとする。

さらに、契約後において、最低賃金額の大幅な改定があった場合には、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対して確認し、受注者からの求めがあった場合には適切に対応するものとする。

(6) 低入札価格調査制度の適切な活用等

低入札価格調査を行う際は、入札価格の内訳書における person 費、原材料費、エネルギーコスト等について、実勢価格（都道府県別の賃金水準、最低賃金額、公共工

事設計労務単価、毎月勤労統計調査の賃金指数等)に沿った単価になっているかを確認するものとする。また、業務に必要な工数が適切に計上されているかを確認するものとし、その結果、合理的な理由なく業務の履行に必要な人件費が見込まれていないと認められた場合には、落札者としないうり扱うものとする。

(7) 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

工事の発注に当たっては、建設業法第34条第2項に基づく「工期に関する基準」と「労務費に関する基準」を踏まえ、適正な工期の確保や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定について、契約後の状況に応じた契約変更の実施などに対して、適切に対応するものとする。

物件及び役務の契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、入札による契約を含め、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、必要に応じて契約変更を実施するなど、適切な対応をとるものとする。

また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額(入札による契約を含む)の変更について申出があった場合、協議に応じない一方的な価格決定とならないよう迅速かつ適切に協議を行うものとする。

(8) 官公需情報の提供の徹底

一般競争入札、企画競争又は公募等による発注に関連する情報をホームページに掲載するなどして、中小企業・小規模事業者に対する情報提供を徹底するものとする。

また、発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項を仕様書に明記又は入札説明会等において十分な説明を行うものとする。

(9) 官公需に関する相談体制の整備

会計課に、「官公需相談窓口」を設置し、中小企業・小規模事業者の相談に応ずるとともに、競争参加資格登録、入札に関する手続き等について情報を提供する等、受注機会の増大に努めるものとする。

第3 新規中小企業者の活用に関する事項

新規中小企業者の活用のために講ずる措置については、基本方針に即すとともに次のとおり取り組むものとする。

(1) 過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化の推進

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限

り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものとならないよう配慮するものとする。

また、オープンカウンター方式により物件等の契約の見積り合わせを実施する場合には、公示及び見積書の提出に際しては、電子調達システム、ホームページ等を通じて行うものとする。

(2) 競争参加資格の弾力的運用

競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない場合などであって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、参加により入札参加者の確保が図られる場合には、新規中小企業者をはじめとする下位等級者の参加が可能となるような弾力的な運用に努めるものとする。

第4 上記第1～第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

① 官公需確保対策の円滑な推進に資するため、別紙のとおり中小企業官公需施策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

なお、推進本部においては、調達の現状を分析し、必要に応じて各調達担当部署に対し指導、助言等を行う。

② 会計課は、中小企業庁から提供された中小企業者との契約の増加に資する情報を各調達担当部署に提供する。

別紙

「中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制」

中小企業官公需施策推進本部	
本部長 本部員	衆議院 庶務部会計課長 庶務部営繕課長 庶務部電気施設課長 調査局総務課長 法制局法制企画調整部総務課長 国立国会図書館 総務部会計課長
各課室物品供用官	
事務局	衆議院 庶務部会計課